

工事について平成 30 年 4 月 1 日以降の入札公告から社会保険等の未加入対策を強化します。

1 概要

市営建設工事（上下水道局工事）における下請負人（二次以下の下請負人を含む。）を社会保険等への加入者に限定し、違反が認められた場合は、次の措置を講じます。

- ①工事成績評定の減点
- ②受注者の指名停止措置

2 社会保険等の未加入者の定義

次のいずれかの届出を履行していない建設業者（届出の義務がない者を除く。）をいいます。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

※加入義務のない方に強制的に加入を求めるものではありません。

3 建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

: 事業主に義務があるもの : 個人で加入するもの

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険	社会保険	
			雇用保険	医療保険（いずれかに加入）	年金保険
法人	1人～	常用労働者	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険※1	<input checked="" type="checkbox"/> 協会けんぽ，健康保険組合，国民健康保険組合（建設国保等）（適用除外承認を受けた場合※2）	<input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金
	-	日雇労働者	<input type="checkbox"/> 日雇雇用保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険，協会けんぽ（日雇特例被保険者）	<input type="checkbox"/> 国民年金
	-	役員等	-	<input checked="" type="checkbox"/> 協会けんぽ，健康保険組合，国民健康保険組合（建設国保等）（適用除外承認を受けた場合※2）	<input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険※1	<input checked="" type="checkbox"/> 協会けんぽ，健康保険組合，国民健康保険組合（建設国保等）（適用除外承認を受けた場合※2）	<input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金
	1人～ 4人	常用労働者	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険※1	<input type="checkbox"/> 国民健康保険，国民健康保険組合（建設国保等）	<input type="checkbox"/> 国民年金
	-	日雇労働者	<input type="checkbox"/> 日雇雇用保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険，協会けんぽ（日雇特例被保険者）	<input type="checkbox"/> 国民年金
	-	事業主、 一人親方	-	<input type="checkbox"/> 国民健康保険，国民健康保険組合（建設国保等）	<input type="checkbox"/> 国民年金

※1 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※加入義務の確認や相談等は、年金・社会保険については年金事務所、雇用保険についてはハローワークへお問い合わせください。

・国土交通省ホームページ 「建設業における社会保険加入対策について」を参照してください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

○担当 盛岡市財政部 契約検査課 契約係 019-626-7516